

投票用紙等の請求手続について



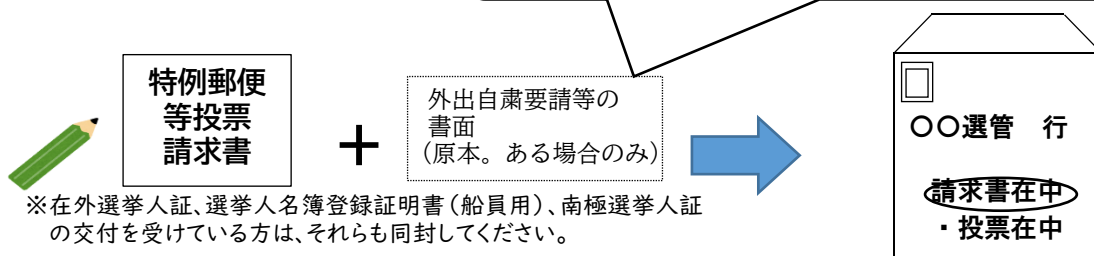
特例郵便等投票をする方は、以下の方法により投票用紙及び投票用封筒を選挙人名簿登録地(在外選挙人名簿登録地)の市町(区村)の選挙管理委員会に請求いただく必要があります。

- ①一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。また、できる限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。
 - ②特例郵便等投票の投票用紙等の請求を、請求書により行ってください。また、請求書を郵送する際は、料金受取人払の宛名表示がされた封筒により郵送をお願いします。
- ※ 請求書及び料金受取人払の宛名表示の様式は、香川県選挙管理委員会のホームページ等に掲載しています。ダウンロード及び印刷をしていただき、料金受取人払の宛名表示については、お持ちの封筒に貼り付けてください。各市町(区村)の選挙管理委員会に、電話等により請求書等を請求いただくことも可能です。



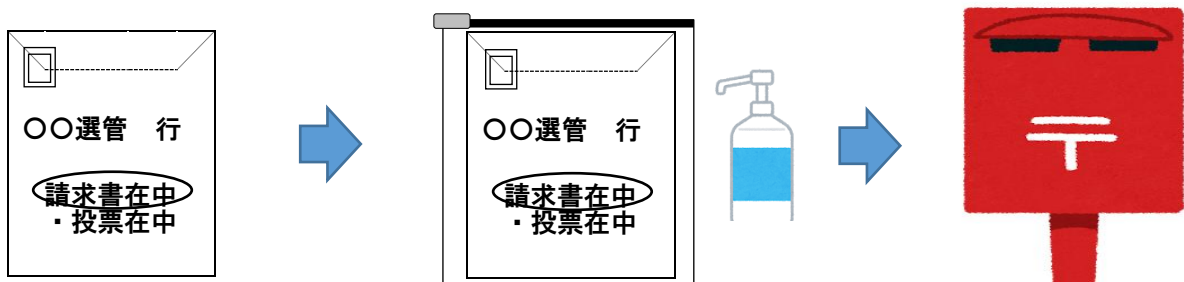
- ③請求書に記入し、外出自粛要請等の書面とともに(原本。ある場合のみ)、料金受取人払の宛名表示がされた封筒に封入し、当該封筒の表面の「請求書在中」に○を付けてください。

書面が交付されていない場合等は請求書の申出欄にチェックしてください。市町(区村)選管が保健所等に対象者であることを直接確認しますので、新たに書面の交付を受ける必要はありません。



- ④請求書等を入れた封筒を、書いた宛名がわかるようにファスナー付きの透明のケースに封入し(透明なビニール袋に入れ、テープで密封しても可)、表面にアルコール消毒液を吹きかけて拭きとるなどの方法で消毒してください。その上で、同居人、知人等(患者ではない方)に投かんを依頼してください。

- ※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください(忘れず速やかに投かんしてください)。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするともに、マスク着用(出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用)をお願いします。
- ※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています(特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条)。